

## 第115回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和5年8月29日（火）午前9時30分～正午

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出 席 者

（1）大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

曾我部会長、島村委員（ウェブ会議の方法で出席）、岡田委員、中井（伊）委員（ウェブ会議の方法で出席）、中井（洋）委員

（2）大阪市職員

西原市民局長、福岡市民局理事、忍市民局ダイバーシティ推進室長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

（1）継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声が即時に伝わることを確認した。

議題（1）継続案件の調査審議

○継続案件のうち3件について、調査審議を行った。

○3件のうち1件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平28－職1」に係る各表現活動について、次のとおり、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・本件各表現活動は、いずれも条例第5条第1項各号に該当する。
- ・本件各表現活動は、いずれも条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかに該当し、同項第2号アに該当するとともに、同項第3号に該当する。

○案件番号「平29－職6」については、次のとおり意見を述べるほかは、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問の内容が妥当なものと認めるので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

- ・諮問書別紙の2の(4)の、本件表現活動に係る表現の内容の概要に関し、「(本件表現活動1)」に係る内容については、「【第2案】(本件動画が削除されない場合)」に記載の内容とするのが適当である。
- ・諮問書別紙の2の(4)の、本件表現活動を行ったものの氏名又は名称等中、「(本件表現活動3)」に係る内容については、「【第2案】(本件動画が削除されない場合)」に記載の内容とするのが適当である。また、「(本件表現活動4)」にかかる内容については、「氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。」とするのが適当である。さらに、これらの記載に係る見出しについては、「本件表現活動を行ったものの氏名又は名称」とするのが適当である。

以上